

## さいたま市テニス協会「細則」

(総則)

第1条 本細則はさいたま市テニス協会（以下、本会）会則に従い、協会運営に関する事務所、会員登録、会費、役員の選任手続きについて規定する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は「さいたま市大宮区宮町 1-38-1 KDX 大宮ビル B1F」に置く。

(会員登録・年会費)

第3条 会員は下記 2. の要件を満たし、3. の年会費を支払い、別に定める登録要項により登録される。

2. 団体は個人会員 2 名以上で構成し、個人会員は 1 団体のみに所属することとし、重複登録を禁止する。
3. 年会費は団体会費 5000 円と個人会員費 1 人 300 円とする。ただし、
  - ・ 18 歳以下の個人会員をジュニアとし、ジュニアの個人会費は無料とする
  - ・ 大会に参加しないジュニア団体担当者とジュニアだけからなる団体の年会費は無料とする

(賛助会員)

第4条 本協会を賛助する団体及び個人は、理事会の承認を得て賛助会員となる。

(役員の選任)

第5条 役員の選任は下記の通りとする。

2. 理事は団体会員および会長の推薦を受けて、正副会長よりなる会議で候補者を選定し、理事会の議を経て総会で選任する。
3. 監事は会長の推薦を受けて、理事会の議を経て総会で選任する。
4. 委員は団体会員または理事の推薦を受けて、常務理事会で選任する。

(名誉会長、顧問、参与の選任)

第6条 名誉会長、顧問、参与は次の役割を担う者とする。

2. 名誉会長は、本会の活動に特段の功績もしくは支援のあった者で、本会の名誉向上に寄与する者とする。
3. 顧問は専門的知見から本会の活動に有益な助言を得られる者とする。必要に応じて報酬を支払うことができる。
4. 参与は本会の会員であって、本会の活動に有益な助言ならびに支援を得られる者とする。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は理事会の議決による。

付 則

1. 2023 年 4 月 1 日理事会制定、4 月 16 日会則変更後に施行
2. 本細則および別途定める経費支給規程の制定により、「さいたま市テニス協会規定」（2022 年 4 月 1 日 追記、施行）は廃止する。